

地域金融機関の信用リスク評価と中小企業金融との
関係(序)
(地域経済発展の連鎖メカニズムの解明と地域貢献：
第II部地域経済とグローバリゼーション)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-09-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鳥畑, 与一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009133

4 地域金融機関の信用リスク評価と中小企業金融との関係 (序)

鳥畑与一

I. はじめに：問題の所在

96年にGDP成長率が3.5%を達成し、バブル経済の負の遺産処理が終了したと喧伝された日本経済は、97年橋本構造改革と消費税率引上げによって急速に失速した。山家悠紀夫氏は、90年代の日本経済を「失われた10年」という表現で一面化し、構造改革を正当化する主張を批判し、90年代後半の日本経済危機の深刻化を消費税導入に象徴される財政構造改革政策の失敗に求めている(山家悠紀夫『構造改革という幻想』, 岩波書店, 2001年)。山家氏は、同時に、消費税導入で発生した景気悪化を一層促進したのものとして金融構造改革に基づく金融行政の転換を指摘する。市場原理に基づく金融行政への転換(「金融ビッグバン行政」)が標榜される中、「市場が否との答えを出した金融機関を行政として救済できなかった」(35頁)ことが金融危機の深刻化を招いたというのである。デフレ経済発生と不良債権増大の悪循環の深刻化を考える時、日本版金融ビッグバンの断行と金融監督庁創設に始まる「市場原理に基づく金融行政」への転換による銀行システムの機能麻痺もまた決定的な役割を果たしている。

ゼロ金利政策に始まって量的金融緩和政策、株の買取り政策を経て、インフレターゲット政策提起に至る超金融緩和政策(インフレ政策)にもかかわらずデフレ経済を克服できない現実の理論的解明は、中央銀行の金融政策の伝達ルートである銀行システムの機能麻痺抜きには語れない。中央銀行から注ぎ込まれたマネーは、企業の手元に届く手前の銀行で滞留し、あふれ出たマネーが海外又は国債へと流れ込んでいる。銀行から企業への貸出という蛇口が閉ざされている以上、日銀の金融緩和政策が有効性を発揮できないのは自明のことである。日銀のインフレ政策というマクロ政策に対して、金融庁の健全性政策(プルーデンス政策)というミクロ政策が巨大なデフレ効果を発揮している現状を放置している限り、デフレスパイラルの克服は極めて困難と言える。

金融庁の健全性規制は、個別銀行の自己資本比率を基準とした選別淘汰を通じた健全性達成が銀行システム全体の健全性を達成するという論理を前提にしている。しかし、厳格な信用リスク評価に基づいたリスクに見合った引当金と自己資本準備そして収益力確保を目指したとい

う個別銀行の健全性競争は、新たな自己資本調達が困難な不況期においては破壊的な貸し渋り・貸し剥がしを結果する。自己資本比率 4%以上の維持を求められる地域金融機関は、不良債権処理に伴う自己資本減少額の 25 倍の貸出額減少を求められるのである。97 年以降の 6 年間で中堅・中小企業向け貸出は約 90 兆円減少したが、自己資本規制を基準とした健全性規制は、地域経済を担う中小企業をとりわけ直撃するメカニズムを内包している。

このような銀行システムの機能麻痺を考える時、日本版金融ビッグバンに代表される 90 年代後半の金融システム改革が、「銀行衰退論」または「銀行過剰論」を理論的前提にして間接金融中心から直接金融中心への移行を政策的に推進してきた現実に突き当たる。「価格メカニズムが機能する市場を通じる資金仲介」である市場金融モデルの中核をなすリスク管理において「リスクを発見し、管理し、配分する金融システムは、価格メカニズムが有効に働き、円滑な資金配分を可能とする市場機能を中核としたものでなければならない」（金融庁懇話会「金融システムと行政の将来ビジョン」2002 年 7 月、4 頁）とされ、従来の伝統的銀行業務におけるリスク管理手法や企業との長期的取引関係が否定されてしまうからである。金融庁金融審議会「中期的に展望したわが国金融システムの将来ビジョン」（2002 年 9 月）は、深刻な地域金融機関の危機を前に、「少なくとも中小企業や個人等に対する金融においては、今後とも産業金融モデルの有効性は失われないものと考えられる」（4 頁）とし、日本版金融ビッグバンの一定の修整を試みる。

しかし、「産業金融モデルも存続するが、市場金融モデルの役割がより重要になるという意味で、市場機能を中核とする複線的金融システム」への行政による再構築が主張されるとき、地域金融機関は市場機能を中核とするリスク評価手法への転換を求められる。すなわち、「長期的なリレーションシップを基礎にしたリスク管理が可能であると考えられることから、産業金融モデルが依然として有効性を失っていないものと考えられる」とされる一方で「適正なリスク評価に基づくリターンが確保されるよう、リスク管理の手法と能力を高めていくことが必要である」（11 頁）とされるとき、そのリスク管理手法は基本的に市場機能をベースにしたものであることが前提とされるのである。

市場機能を中核にしたリスク管理手法として、資本市場（直接金融）でのリスク管理手法として開発された VAR (Value at Risk) などのリスク計量化手法が、貸出市場（間接金融）の信用リスク評価手法として 90 年代後半に急速に普及している。各銀行は、借入企業の信用リスクを定量的または定性的データに基づいて格付けを行い、格付けごとの倒産確率や回収率の推定から損失額（信用コスト）を算出し、そのリスク（損失額）に見合った引当金や自己資本を十分に

準備することが求められるのである。しかし、VARをベースにしたリスク評価モデルは短期的なリスク評価しか行えず、景気循環を通した潜在的なリスク評価を行うことができないため、好況期におけるリスクの過小評価、不況期におけるリスクの過大評価を結果することで、例えば不況期には不況をますます深刻化させるという欠陥（プロサイクリシティ）を有することが指摘されている。この欠陥に対して、金融庁が金融検査の厳格化で対応するとき、本来、各銀行の独自の情報生産に基づいて多様に展開されるべきリスク評価と金利設定、貸出政策が画一化され、銀行システムの機能麻痺に拍車をかけることになる。

このような銀行システムの機能麻痺は、基本的に銀行信用への依存度が決定的に大きい中小企業金融とそれを中核的担い手とする地域経済において深刻な形で現れる。貸し渋り・貸し剥がしは、地域経済における中小企業をとりわけ厳しく直撃している。「複線の金融システム」を実効性のあるものにするためにも、①長期的取引関係をベースにした情報生産とリスク管理のあり方の具体的な探求、②その探求を保障する金融システムの枠組み作りが求められている。この点で、金融庁「金融システムの将来ビジョン」は不鮮明であり不十分である。本稿は、市場原理に基づいたリスク管理の徹底が中小企業そして地域経済に対してどのような影響を与えているのか、地域経済と中小企業の成長を支える金融システムはどうあるべきかを、地域金融機関とりわけ信金・信組などの協同組織金融機関を中心に分析することを課題とした研究プロジェクトにおける、地域に根ざした、そして長期的なモノ作りを支える信用リスク評価のあり方に向けた実態調査を踏まえた分析に向けた準備作業（序論）に相当する。

II. グローバリゼーションのなかの地域金融

金融のグローバル化は、ローカル経済化した一国経済（その地域経済）に根ざした金融機関に自己責任の取りようのない経済的困難を増大させている。IMF調査は、80年代後半以降の10年間で70%を超える加盟国が深刻な銀行危機を経験したことを指摘した。グローバル化した金融システムが、一国レベルで管理不可能な危機を引き起こすメカニズム（市場の失敗）を内包しているかは、1997年アジア金融危機で国際社会の共通認識となっている。金融グローバル化の下で、ローカル経済を支える金融システムを発展させる独自の政策形成が各国共通の課題となりつつあるのである。

国境を越えたマネーゲームを推進力とした金融グローバル化は、様々なグローバル・スタンダード（世界基準）を形成してきた。その代表的なものが、BIS規制と呼ばれる自己資本比

率規制であり、個別銀行の収益力やリスク管理能力を重視した市場原理（市場規律）に基づく金融監督規制体制（健全性規制）の国際的展開である。この健全性規制（prudential regulation）の根底には、市場原理の徹底こそが銀行制度の効率性と安定性を達成するという理念がある。すなわち、銀行の社会的機能すなわち決済機能や信用供給機能を維持するための預金保険制度や競争規制が、銀行経営におけるモラルハザードを発生させ銀行危機を深刻化させたというのである。そこから自己責任原則に基づいて、不適切な経営戦略やリスク管理によって不健全化した銀行を淘汰すればするほど、健全な銀行のみが生き残り、銀行制度は健全化するという競争原理が強調される。

この健全な銀行、不健全な銀行の選別基準が自己資本比率であり、収益力ということになる。自己資本規制は、自己資本は損失に対するバッファ（緩衝体）であり、その強化は銀行経営の安定性を増すとともに投資家（株主）による健全経営監視のインセンティブを高めることで銀行の健全性を実現するということを理論的根拠としている。また十分な自己資本や引当金などの信用コストを調整した後の収益率（RAROC、リスク調整済み自己資本収益率）の高い銀行が健全な銀行として評価される。現在の銀行の健全性評価は、投資家（株主）のための投資家による銀行評価、いわば株式市場でいかに高い評価を得るかということが基本となっているのである。

しかし、銀行制度の健全化を目標にした市場原理に基づく金融行政の展開が、かえって銀行制度の不健全化を結果している。金融監督庁創設（98年6月）によって市場原理に基づく金融行政が展開されるなかで、地域金融機関ばかりか都銀を中心とした大手金融機関も系列を超えた再編淘汰を余儀なくされた。この再編淘汰の波が、とりわけ中小企業の「相互扶助の原理」に基づいて組織された協同組織金融機関（信金・信組）をより厳しく直撃したことは、小泉政権下での信金・信組の大量破綻が生々しく物語っている。銀行の健全化を根拠とした不良債権処理は、01年には約10兆円の処理にもかかわらず約20兆円の新規発生を招くという悪循環を深刻化させ、地域金融機関のみならず大手金融機関をも経営破綻の寸前にまで追い込んでいるのである。現在の銀行危機は、バブル期も含めた不健全な銀行経営の結果であるとのみ理解することが誤っていること、不良債権処理加速化の一方での自己資本比率を基準とした健全な銀行と不健全な銀行の選別淘汰が貸し渋り・貸し剥がしを引き起こし、日本経済の危機深刻化を通じて銀行経営の基盤をますます掘り崩している現実を明らかにしているのである。

自己資本規制を中核にした健全性規制には大きな欠陥がある。その第1は、自己資本比率や収益力で銀行の健全性を評価し、選別淘汰の基準として運用することの誤りである。自己資本比率や収益率は、投資家サイドからみた健全性基準でしかなく、銀行の社会的機能に依拠して

経済活動を営んでいる借手企業や地域経済そして従業員、顧客からみた健全性基準ではないのである。例えば、投資家から高い評価を得るため取引先企業を選別淘汰すればするほど、つまり貸し渋り・貸し剥がしを徹底すればするほど健全な銀行として評価され、取引先企業を貸出条件緩和等で支援すればするほど不健全な銀行として淘汰の対象となる仕組みとなっている。この評価基準では、投資家にとってのコストは問題にされても、銀行の社会的公共的機能の破壊によって地域経済が被るコストは問題にされていないのである。

貸し渋り・貸し剥がしは、短期的にみれば自己資本比率を改善することになるが、長期的に見れば、継続可能な健全な企業の破綻による実体経済の衰退によって銀行の営業基盤を自ら掘り崩す行為となる。例え、健全化して貸出能力が回復しても、実体経済の衰退により貸出先が減少し収益力が後退するという悪循環が発生することになる。国内基準で最低自己資本比率4%の維持を義務付けられている地域金融機関は、自己資本減少の25倍のリスク資産を減少せざるをえず、多国籍金融機関と異なり地域経済における貸出集中リスクを分散化できない、いわば地域経済と運命共同体的関係にある地域金融機関にとって致命的自傷行為となるのである。

第2は、正確な自己資本比率を算出するための資産評価やリスク管理手法の欠陥である。銀行は、借入企業をその信用リスクの内部格付けに基づいて正常先、要注意先などへの債務者区分を行い必要な引当金を積むことが求められている。いわば信用リスクなどを計量的に把握し、コストに見合った適正な貸出の金利設定（プライシング）や貸倒引当金、自己資本の十分な準備を義務付けられている。問題は、このリスク管理手法は、グローバルな金融機関の資本市場における資産運用とリスク管理を想定して開発されたものであり、地域経済において特定産業や特定地域に貸出を集中せざるを得ない地域金融機関やローカル経済における中小企業のモノづくりに関する長期的リスク評価には適用できない代物だということである。

例えば、VAR（バリュー・アット・リスク）モデルに基づく信用リスク等の計量化手法は、資本市場におけるポートフォリオ投資理論がベースとなっており、リスクとリターンの正規分布的な関係を前提にした短期的リスク評価しか行えず、景気循環に伴う長期的かつ潜在的なリスク評価や正規分布の想定と異なるリスク評価を行うことができない。モノづくりの世界のリスク評価とは異質なマネーゲームの世界のリスク評価手法なのである。この結果、長期的取引関係をベースに定性的評価が大きな比重を占める中小企業向け貸出のリスクの正確な評価ができない。さらに過去の定量データを中心とした短期評価のために、不況期におけるリスクの過大評価、好況期におけるリスクの過小評価を結果し、景気循環の振幅を拡大させる順循環性（procyclicality）と呼ばれる欠陥をもたらす。例えば、不況時には企業の経営内容は悪化し、

信用リスクの上昇による企業格付けの低下が進むことになり、不良債権として格付けされる企業も増大することになる。企業から見れば支払能力が低下すればするほど高い金利を要求され、銀行から見れば自己資本強化が最も困難な時期に引当金積増しや不良債権の償却による自己資本減少に直面することになるのである。

このような状況下で早期是正措置などを通じて行政的に不良債権評価基準の押し付けや自己資本比率の維持を強制されるならば、銀行は独自の情報生産に基づく与信活動ができなくなり、貸し剥がし等による資産圧縮に走らざるを得なくなる。経営が悪化した取引先企業を金融支援で支えることは経済的に非合理的とみなされ、そういう取引先の機敏な選別淘汰を進めればすめるほど経済的に合理的と評価されるリスク管理手法になっているのである。このような順循環性という欠陥は、バブル崩壊と経済の空洞化という自己責任外のダブルショックにあえぐ中小企業や地域経済においてより鋭い形で現れ、地域金融機関を大手銀以上の苦境に追い込むことになる。

中小企業金融は世界どこでも間接金融すなわち銀行による信用供給に決定的に依存している。直接金融中心といわれる米国でさえ、マネーセンターバンクと呼ばれる大手銀行と資産10億ドル以下の地域銀行（コミュニティバンク）が棲み分けており、後者が地域経済と中小企業金融を間接金融で支えている。その上、地域再投資法（CRA）などによって、銀行は円滑な金融の維持という社会的責任をとりわけ地域経済において果たすことを求められている。欧州で一般化しつつある企業の社会的責任（corporate social responsibility）では、企業は株主の利益極大化にのみ責任を持つのではなく、取引先、従業員、環境、地域社会、顧客といった広範な利害関係者（stake holder）に対して社会的責任を持つこと、そして社会的責任の遂行こそが長期的な企業の競争力と収益力を保障することが強調されている。リストラにより地域経済に被害を与える企業の格付けを下げる社会的責任投資（social responsibility investment）の影響力が広がりつつあるのである。

ローカル経済を支える地域金融システムを展望するために、投資家本位の市場原理から脱却し、銀行の社会的公共性の発揮を強化する仕組みが必要である。グローバル化経済のなかでローカル経済自体が「競争力劣位」の立場に追い込まれている現在、市場原理の徹底は、地域経済における企業と金融機関そのものを淘汰の対象にしローカル経済を破壊していくことになる。自己資本比率と収益性のみを基準とした健全性評価はこのような地域経済・金融の破壊に拍車をかけるだけである。銀行が取引先企業への融資、従業員の雇用、環境に対する配慮、金融サービスの提供を通じて地域経済に大きな役割を果たしてこそ、金融グローバル化のなかでローカ

ル経済を守ることができるのである。

Ⅲ. 地域金融機関と信用リスク評価

銀行経営におけるリスク管理への認識は、1970年代の変動相場制移行下の金融自由化によって高まってきたが、1988年のパーゼル合意によって政策的にも高められてきた。国際的に活動する銀行に対して最低8%以上の自己資本比率達成を求めたパーゼル合意は、自己資本比率算出において分母となる資産を単純な資産合計ではなく一定のリスク・ウェイトを乗じたリスク資産としたからであった。当初、信用リスクのみを対象としていた自己資本規制は96年には市場リスクを対象とするように拡大されたが、この時、モルガンが開発したVARに基づくリスクモデルの採用が認められた。市場リスクを対象に開発されたVARに基づくリスク計量化手法は、その後、信用リスク等にまで適用され、現在進行中のパーゼル合意の改定作業でもリスク評価手法の中核としての位置付けがなされている。

信用リスクを計量的に把握し、リスクに対応した金利設定や引当金、自己資本の準備を行う動きは、米国においても90年代後半に急速に普及し一般化した。FRBの「Bank Risk Rating of Business Loans」(1998年11月)は、98年時点において貸出債権の信用格付けに基づく細分化が米銀において急速に進行してきたことを指摘する。すなわち、調査対象の85%が内部格付けを実施し、95%の新規貸出に格付けを付与されるなど、規模にかかわらず殆どの銀行が何らかの内部格付けを行っている。そして信用格付けの区分数など複雑さは銀行規模に基づいて多様ではあるが、格付けに基づいた金利や貸出条件の決定がなされているとする。但し、零細貸出については格付けを行わない事例が多い(コストが便益を上回る)とする一方で、格付けは、格付けモデルの公式に基づくというよりも貸出担当者の判断に基づいて行われ、これが景気循環に伴う柔軟な対応を可能にしていると指摘する。金利設定は格付けによりダイレクトに決定される傾向が大銀行と中規模銀行に顕著であるが、中小企業向け貸出では、金利はリスク格付けにあまり依存せず、非公式的なリスク評価方法により依存するようになるというのである。

FRBの「Credit Scoring and the Availability, Price, and Risk of Small Business Credit」(2002年11月)は、10万ドル以下の貸付に対するクレジット・スコアリングの普及によって小額でハイリスクの貸付が増大していることを指摘する。小企業向け貸出においてオーナーの毎月の所得、債務残高、金融資産、雇用期間、家屋の所有、デフォルト履歴などの個人情報に基づく「Small Business Credit Scoring」によって、貸出コストの低下、信用評価の正確性向

上による marginal borrowers への貸出拡張が可能になり、ハイリスク層への貸出拡張による高金利貸付の増大と不適層の排除(逆選択・モラルハザードの防止)によって高収益が確保されているというのである。このような動きが、銀行合併による小企業貸出の減少の緩和効果を発揮しているという。

このような信用格付けに基づく金利設定の拡がりに対応して、FRBは97年5月から「Survey of Terms of Business Lending」(STBL 調査)において格付け別の金利調査を始める。すなわち、全商業銀行、国内銀行、国内大銀行、国内小銀行、外銀支店等別の、「Minimal risk」「Low risk」「Moderate risk」「others」の4ランクの格付けごとの金利水準の四半期ごとの推移を公表している。この調査によれば、景気後退期における信用リスクの増大をより敏感に反応して金利が上昇し貸出条件の厳格化が顕著になっているとされる。

97年のパーゼル銀行監督委員会の「コア・プリンシプル」や一連の信用リスク管理の原則提示で、このような米銀における信用格付けとその金利の反映を中心としたリスク管理手法は国際標準化されている。日本でも、金融監督庁(金融庁)によって98年に作成された「金融検査マニュアル」で各銀行は信用リスクの格付けに基づく資産の自己査定を行い、リスクに対応した金利設定や引当金、自己資本準備を行うことが定められている。日銀「不良債権の基本的考え方」では、リスクに見合った金利が確保できない債権を不良債権と見なす定義を打ち出すに至っている。信用リスクの計量的把握に基づく貸出政策、リスク管理の徹底は、銀行経営の健全化と収益力改善の前提条件とされ、都銀から地域金融機関までがその導入に躍起となっているのが現状である。この結果、リスクに見合った金利の設定の動きがあらゆる金融機関で広がり、銀行の貸し渋り・貸し剥がしに拍車をかけている。

全国信用金庫協会は、「金融検査マニュアル」(99年4月)による金融検査の実施を控えて、信用リスクの自己査定の改善を行うため「信用リスク管理の手引き」(99年11月)を作成した。全国信用金庫協会は、「金融検査マニュアル」作成段階においてその「中間報告」へのコメントで、「金融検査マニュアル」による信用リスク管理手法とりわけ不良債権評価の基準が、大企業・大銀行と中小企業・中小金融機関を画一的に取り扱うものであり、実態に合っていないとして批判を行っていた。この結果、中小企業金融の実態に配慮するという文言が「金融検査マニュアル」に付け加えられたが、債務者区分の基準そのものには変更が加えられることはなかった。「信用リスク管理の手引き」は、信用金庫の信用リスク管理の「基本はあくまでも企業を観る目であり、これまで長年にわたる中小企業取引から培われた信用金庫独自の企業掌握術・育成術が、こうした信用リスク管理に活かされていかなければならない。その意味で、信用金庫の

審査・融資管理等に関する知的資産の体系化と計量化を図り、他業態とは異なる、しかも取引先にとっても有効なリスク管理の構築が強く望まれるところである」と指摘する。

信用金庫のリスク管理で強調されているのは、信用金庫の存在意義を資金余剰主体(預金者)から資金不足主体(借入者)への単なる金融仲介機能に求めていない点である。すなわち「そもそも、信用金庫は、自らのバランスシートを使って信用リスク等を吸収し、その対価として金利の授受を行う『リスクマネジメント業』といえる。このことは、信用リスクを例にとると、融資先が倒産するリスクを預金者に転嫁させずに信用金庫のバランスシートで吸収する機能が金融仲介機能の本質」であるとする。この点を踏まえれば、「リスクの計量化によるマネジメント」は、銀行の独自の機能を踏まえた単なる資本市場におけるリスク管理手法と異なるものでなければならない。なぜならば、資本市場における金融仲介機関の役割は、自らがリスクをテイクすることではなく、リスクの引き受け手へのリスクの再配分機能であるからである。銀行の金融仲介機能は単なるリスクの再配分ではなく、自らがリスクの社会的引き受け手になり、そのことによって脆弱な個別企業の信用を支えその長期的な発展を支援する点にある。このリスクの社会的引受けを可能にするのが、銀行への社会的貨幣の集中であり、様々な企業への貸出によるリスクの相殺であり、決済機能を中核として信用創造機能であった。

このような信用金庫の実態に対応した信用リスク評価の必要性の指摘にもかかわらず、「信用リスク管理の手引き」における信用リスクの格付けとそれに基づく債務者区分の基準は、「金融検査マニュアル」の制限に強く拘束されたものになる。つまり金融庁は、各金融機関が取引先企業の定量・定性データを下に格付けを行い、その信用格付けを下に債務者を正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、破綻先に区分し、その債務者区分ごとの債権にたいして適正な引当金を積むことを要求する。例えば、「信用リスク管理の手引き」では、信用格付けと債務者区分の対応関係のイメージを図1のように例示する。すなわち取引先を12段階に格付けを行い、上位4ランクを正常先として、要注意先4ランク、破綻懸念先2ランク、実質破綻先並びに破綻先をそれぞれ1ランク、割り振る格付けのモデルを示す。本来は、借り手企業の信用格付けに基づいて債務者区分が行われるのであるが、この自己査定が尊重されることなく、金融庁金融検査における債務者区分基準並びに検査官の判断が最終的な決定権を持つ場合、各金融機関の自己査定とその前提である信用格付けそのものも金融庁の判断に強く拘束されることになる。

「信用リスク管理の手引き」では、「債務者区分の判断プロセス」において、財務内容や延滞状況などの形式基準に加えて、債務者区分をランクアップできる実質基準として「セーフ・ハーバールール」(客観基準)と「事業継続性と収益性」「経営改善計画等の妥当性」「販売力、技

術力等営業キャッシュフローによる債務償還能力などのその他基準を示す。すなわち「一般査定先の債務者区分は、債務者の履行状況、財務状況、資金使途等の現状分析と今後の事業・返済財源・返済能力等の見通し等総合的見地(実質基準という)から判断して決めることが求められる」として、例えば、要注意先から正常先へ債務者区分の変更ができる基準として「中小・零細企業で赤字となっている債務者で、返済能力について特に問題がないと認められる債務者」、不渡手形等を持つ債務者であっても「債務者の収益及び財務内容を勘案した結果、債務者が不渡手形等を負担する能力があると認められる場合」などの基準を示す。この基準において、中小零細企業の実態に応じた信用金庫の評価を反映させ、「金融検査マニュアル」の基準を実質的に信金に適合させようというのである。

しかし、このような、「信用リスク管理の手引き」で示された、中小零細企業を取引先とする信用金庫の実態に合った信用リスク評価への模索は、不良債権の加速化による不況の深刻化が新たな不良債権を生み出すという悪循環が本格化するなかで、金融検査の厳格化を通じて否定されていくことになる。金融機関の自己査定並びに金融検査の「甘さ」が不良債権の実態の隠蔽を招いているという批判が高まり、自己査定の否定による金融庁検査基準への画一化、そしてその検査基準自身の段階的変更によって、地域金融機関自身の独自の信用リスク評価が否定されていくのである。例えば、船橋信金は、第1回目の金融検査マニュアルに基づく金融検査で大幅に認められていた「セーフハーバールール」による実態に合った調整が、第2回目の金融検査では全面的に否定されてしまうのである。地域金融機関のみならず「自己検査の死」が、2001年後半から急速に進行したが、2002年秋には不良債権評価における金融庁と金融機関の格差を公表し、その格差の是正を金融機関に義務付けることまでが、早期是正措置の対象とされるに至っている。

IV. 終わりに：今後の研究課題

全国信用金庫協会「しんきんフロンティア21」(1999年11月)は、来るべき21世紀の新しい信用金庫像を構築する上で「相克する二つの命題」という困難な課題を明らかにした。それは、「信用金庫は、中小企業と地域住民を主要な取引先とし、相互扶助の理念に基づく営利を直接の目的としない協同組織の金融機関である」という理念と金融ビッグバンのなかで厳しさを増す競争関係のなかでどう生き延びるかという現実との相克であった。

「しんきんフロンティア21」は「アメリカ型の市場原理と自己責任原則の徹底した経済社会

を指すべきであるという考え方が強まり、これに抗することはなかなか困難な状況にある」と苦渋を述べつつも、「信用金庫業界としてはこのような考え方を積極的に肯定し、無原則に受け入れるわけにはいかない。すなわち、行き過ぎた市場万能主義の徹底は強者の論理であり、いわゆる「市場の失敗」を通じて経済社会の均衡ある発展を妨げ、コミュニティ社会の崩壊等につながるからである」(5-6頁)と主張する。

また、東京都信用金庫協会「都内信用金庫経営の健全性について」(2002年5月)は、「自己資本比率に偏った健全性評価を改めて、地域社会に対する貢献度や地域内資金循環の中核としての役割」をベースにした信用金庫にふさわしい健全性尺度の構築を提起している。また信用リスク評価についても「信用金庫の一般貸出先の多くは、総体的に経営基盤の弱い小零細企業であるので、信用金庫は小口分散化や保証協会による保証、不動産担保、人的保証によって補完し、リスクの集中及び拡大を回避している」(1頁)ことが中堅以上の企業にはない融資慣行となっているのであり、大企業に対する信用リスク評価とは異なる基準の必要性を指摘する。

金融庁「中期的に展望した我が国金融システムの展望」(2002年9月)は、このような中小企業金融の独自性、そして中小企業金融における「産業金融モデル」の有効性を認め、間接金融に対する直接金融の優位性を強調していた日本版金融ビッグバン路線の一定の変更を行っている。協同組織金融機関における「相互扶助原理」に基づいた金融の存在意義をも認めはしている。しかし、その具体的な中味は、今後の研究課題とされているに留まっている。さらには産業金融モデルと市場金融モデルからなる複線的金融システムは、市場原理に基づいたリスク評価が中核となるべきとされている。投資家中心の市場原理とは異なるリスク評価への視線がほとんど存在しないというのが依然として現実なのである。地域金融機関における地域経済の持続的安定的経済成長を支えるリスク評価のあり方の探求の重要性は増しているのである。

図1

【イメージ例】

自己査定 の債務者区分	定 義	信用格付	定 義	格付評点	倒産確率 (%)	貸出金利 (%)
正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないものと認められる債務者	1 A	実質リスクなし	150	0.15	5.00
		1 B	リスク僅少	130	0.30	5.25
		1 C	平均的	120	0.45	5.50
		1 D	許容可能レベル	100	0.60	5.75
要注意先	①金利減免・棚上げを行っている等貸出条件に問題のある債務者 ②元本返済猶予若しくは利息の支払が事実上延滞している等履行状況に問題がある債務者 ③業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者等 今後の管理に注意を要する債務者	2 A	好材料があるが、リスクが大きくなる可能性あり	90	1.00	6.00
		2 B	安全性が低い	80	1.25	6.75
		2 C	安全性が低く困難	70	2.00	7.00
		2 D	安全性が低く投機的	60	5.00	7.50
破綻懸念先	現状、事業を継続しているが、実質債務超過の状態に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にある等、元本および利息の最終の回収について重大な懸念があり、したがって損失の発生の可能性が大きいと認められる債務者	3 A	警戒水準にあるが、改善の余地あり	50	25.00	NA
		3 B	リスクが大きく、警戒水準	40	50.00	NA
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者	4	事故先	40	NA	NA
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	5				

(注) 信用格付の段階数、定義、格付評点、倒産確率、貸出金利は、イメージであることに留意する。具体的な内容については、別冊「信用金庫の信用格付導入事例集」を参照。